## 行政文書非公開決定通知書

22 市会調第 46 号 平成23年1月20日

名古屋市民オンブズマン 代表 滝 田 誠 一 様

実施機関

名古屋市会議長

横井利明

平成23年1月6日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公 開条例第10条第2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通 知します。

行政文書の名称	議会解散請求に関する弁明書(案)
公開しない理由	名古屋市情報公開条例第7条第1項第4号に該当 議会解散請求に係る弁明書は、本市会の議決を経て、既に名古屋市選挙管理委員会により、広く市民に周知されているところ、その検討の途中経過である、会派が作成し、議会運営委員会理事会へ提出した弁明書の案を公開することは、2月6日に行われる住民投票にあたって、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当な利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがある。
備考	上記の行政文書については、2月7日以降であれば公開が可能です。  <決定を行った所管課・公所> 市会事務局調査課 TEL 052-972-2092

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から 起算して60日以内に、名古屋市会議長に対して異議申立てをすることができます。 (問い合わせ先 市民情報センター TEL:052-972-3153(直通) FAX:052-972-4127)
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日(異議申立 てをしたときは、決定の送達を受けた日)の翌日から起算して 6箇月以内に、名古屋 市を被告として(名古屋市会議長が被告の代表者となります。)処分の取消しの訴え (取消訴訟)を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は決 定の日から 1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。